

魯迅輯『古小説鈎沈』校釈

—『幽明録』(二)—

富 永 一 登

10 耒陽縣東北有蘆塘、淹地八頃、其深不可測。中有大魚、常至五日①、一躍奮出水②。大可三圍、其狀異常③。每躍出水④、則小魚奔迸、隨水上岸、不可勝計。「御覽七十四。寰宇記一百十五」※鄭晚晴輯注本一九〇頁

【校異】 ①「常」、寰宇記(古逸叢書本)作「嘗」。

②寰宇記(古逸叢書本)無「水」字。③寰宇記(古逸叢書本)無此四字。④寰宇記(古逸叢書本)無「躍」字。

【注釈】 耒陽縣 今の湖南省耒陽市。八頃 四十ha。一頃は五百a。奔迸 逃げ散る。潘勗「冊魏公九錫文」

(『文選』卷三五)に「海盜奔迸、黒山順軌」(海盜は奔迸し、黒山は軌に順ふ)とある。

【訓読】 耒陽縣の東北に蘆塘有り、地を淹ふこと八頃、其の深きこと測るべからず。中に大魚有り、常に五日に至りて、一たび躍り奮ひて水より出づ。大なること三圍ばかり、其の状常に異なり。水より躍り出づる毎に、則ち小魚奔迸し、水に随ひて岸に上るもの、勝けて計

ふべからず。

【訳文】 耒陽縣の東北に蘆塘が有り、水が地面を八頃にわたって覆い、其の深さは測ることができない。その中に大魚がいて、いつも五日に一度飛び上がって水から出てくる。大きさは三かかえほどで、尋常の姿ではない。水から飛び上がるたびに、小魚は逃げ散り、水とともに岸に上がるものは、数えきれないほどである。

【補説】 蘆塘の魚に関する話としては、『御覽』卷七四に「異記云」として、「蘆塘有鮫魚。五日一化、或爲美異婦人、或爲男子、至于變亂尤多。郡人相戒、故不敢有害心、鮫亦不能爲計。後爲雷電殺之、此塘遂涸。」(蘆塘に鮫魚有り。五日に一たび化し、或いは美異なる婦人と爲り、或いは男子と爲り、変亂に至ること尤も多し。郡人相戒め、故より敢へて害心有らず、鮫も亦爲に計る能はず。後雷電の之を殺すところと爲り、此の塘遂に涸る。)『寰宇記』卷一一五(古逸叢書)無「蘆塘」二字、

「美異」作「美」一字、「亂」作「化」、「殺之」作「殺」、「此塘」作「塘自此」が引かれている。鮑崇城本が「異記」を「述異記」に作るのを、魯迅は『古小説鈎沈』の祖沖之『述異記』(第7話)に収録する。ただ『寰宇記』卷一一五(古逸叢書)は「卓異記」(唐・李翱撰)に作るのを、本来『述異記』の話かどうかはにわかには断定しがたい。

11 宜都・建平二郡之界、有五六峯、參差互出①。上有倚石②、如二人像、攘袂相對。俗謂、二郡督郵、爭界於此。『初學記』五。『類聚』六。『御覽』五十二。事類賦注七。案水經注三十四云、「宜都督郵、厥勢小東傾。議者以爲不如也。」※鄭晚晴輯注本一八三頁

【校異】①「互」、御覽作「玄」、誤。鮑崇城本作「互」、即「互」之俗字。『廣韻』云、「互、俗作互。」類聚不引「有五六峯參差互出」八字。②類聚無「上」字。「倚」、事類賦注作「奇」。

【注釈】宜都 三国呉が置いた郡名。今の湖北省宜昌市。建平 三国呉が置いた郡名。今の重慶市巫山県。

倚石 『大漢和辞典』『漢語大詞典』ともにこの話を引くが、解釈は、くつついている石・よりあつている石(『大漢和』)、聳え立つ石(『大詞典』へ聳立的石头)の二つに別れる(音はともに「yi」)。『十大志怪小説賞析』は、「两块独立的石头」と訳す。或いは「ji」と読

み、「奇」と同意かもしれない。攘袂 たもとをかかげる。腕まくりをして喧嘩しようとする様子。『漢書』卷五一鄒陽伝に「攘袂而正議者、獨大王耳。」(袂を攘ひて正しく議する者は、独り大王のみ)とあり、顔師古注に「攘、卻也。袂、衣袖也。攘袂、猶今人云掉臂耳。」という。また袁宏「三国名臣序贊」(『文選』卷四七)に「來哲攘袂於後」(來哲は袂を後に攘ふ)とある。

督郵 郡太守の属官。郡下の県を監察する巡察官。『後漢書』百官志五に「其監屬縣、有五部督郵曹掾一人。」とある。

【訓読】宜都・建平二郡の界に、五六峯有り、參差として互に出づ。上に倚石有り、二人の像の如くして、袂を攘ひて相對す。俗に謂ふ、二郡の督郵、界を此に爭ふと。

【訳文】宜都と建平の二郡の境に、五、六の峰が有り、高く低くそびえている。その峰の上に二つの石が立っていて、二人の姿のようで、袖をまくりあげて向き合っている。民間では、二郡の督郵がここで境を争ったと言われている。

【補説】この話は、次の「望夫石」に代表される石が何かの姿に似ているところから生まれた伝説の一つである。『水経注』卷三四「江水」二には、「江水自建平至東界峽、盛弘之謂之空冷峽。峽甚高峻、即宜都・建平二郡界也。其間遠望、交嶺表、有五六峰、參差互出。上有

奇石、如二人像、懷袂相對。俗傳、兩郡督郵、爭界於此。」と、『幽明録』とほほ同じ話を引き、「宜都督郵、厥勢小東傾。議者以爲不如也。」（宜都の督郵、厥の勢ひ小にして東に傾く。議する者以て如かずと爲すなり）と記す。宜都の督郵に似た石の方が小さくて東に傾いていて、建平の督郵に及ばないという議論があつたのであろう。鄭晩晴注に、『晋書』地理志を引き、建平郡は八県を管轄し戸数一万三千二百、対する宜都郡は三県で戸数八千七百なので、県数、戸数ともかけ離れているので、『水經注』のような議論があるという。

12 武昌陽新縣①北山上有望夫石、狀若人立②。古傳云③、昔有貞婦、其夫從役、遠赴國難。婦携弱子④、餞送此山、立望夫而化爲立石⑤。因以爲名焉⑥。『初學記』五。『御覽』四百四十。『御覽』五十二作「世説曰」。

事類賦注七作「世説曰」。

※鄭晩晴輯注本一八三頁

【校異】 ①校記云、「三字『御覽』引有。」初學記・事類賦注無「陽新縣」三字。②「立」下、御覽・事類賦注有「者」字。③「古傳云」、鈎沈本作「相傳」、初學記作「古傳云」、御覽・事類賦注作「傳云」、無「相傳」。今據初學記改。④初學記・事類賦注無「婦」字。「携」、初學記・事類賦注・鮑崇城本・全集本作「攜」。今從御覽・鈎沈手稿本。⑤校記云、「『御覽』四百四十引作立望而死形化爲石。」事類賦注無「夫」字、下「立」字。

御覽五二作「立望而化爲石」。⑥御覽・事類賦注不引此句。

【注釈】 武昌陽新縣 武昌郡陽新縣。今の湖北省陽新縣。魏文帝の黃初二年（二二一）、吳の孫權が鄂を改武昌めて武昌とした（『宋書』州郡志三、『晋書』地理志下）。北山 北の山の意。固有名詞ではない。從役

軍役に服すること。弱子 幼子。『韓非子』解老篇に「慈母之於弱子也、務致其福。」（慈母の弱子に於けるや、其の福を致すことを務む）とある。餞送 旅立つ人を見送る。陶淵明「詠二疏」詩に「餞送傾皇朝、華軒盈道路」（餞送 皇朝を傾け、華軒 道路に盈つ）とある。

【訓読】 武昌陽新縣の北山の上に望夫石有り、狀人の立つが若し。古傳に云ふ、「昔貞婦有り、其の夫役に從ひ、遠く國難に赴く。婦弱子を携へて、此の山に餞送し、立ちて夫を望みて化して立石と爲る。因りて以て名と爲す。

【訳文】 武昌郡陽新縣の北山の上に望夫石があり、その形は人が立っているようである。古くからの言い伝えに言う、「昔貞婦がいて、その夫が從軍し、遠く國難に赴いた。妻は幼子を連れて、この山で見送り、立って夫を望み見ていて石になった。そこで望夫石という名をつけたのだ」と。

【補説】 この話は、『搜神記』卷一一（第二九六話）の「望夫岡」（『初學記』卷八引鄱陽記同）をはじめ各

地に多くの類話が残され、唐の詩人もしばしば詩題にして望夫石説話である。『太平御覧』卷八八八引『列異伝』（『古小説鈎沈』第四六話）の「武昌新縣北山上有望夫石、状若人立者。傳云、昔有貞婦、其夫從役、遠赴國難。婦携弱子餓送此山、立望而形化爲石。」「太平御覧」卷四八引『輿地記』の「武昌郡奉新縣北山上有望夫石、状若人立者。今古傳云、昔有貞婦、其夫從役、遠赴國難。携弱子餓送此山。既而立望其夫、乃化爲石。因以爲名焉。」がほぼ同文である。李劍國『唐前志怪小説輯釈』、松岡正子「望夫石伝説」（早稲田大学中国文学会『中国文学研究』第一期一九八五年所収）参照。

13 巴丘縣自①金岡以上二十里②、名黃金潭③、莫測其深④。上有瀨⑤、亦名黃金瀨⑥。古有釣於此潭⑦、獲一金鏢⑧、引之、遂滿一船⑨。有金牛出⑩、聲貌奔壯⑪。釣人波駭⑫。牛因奮勇躍而還潭⑬。鏢乃將盡⑭、釣人以刀斫⑮、得數尺。潭瀨因此取名⑯。『類聚』八十三。『御覧』八百十一、又九百。事類賦注九。※鄭晚晴輯注本六九頁、李劍國輯釋本四五七頁

【校異】①「自」、校記云、「『御覧』一引作百。」御覧八一・事類賦注作「百」、御覧九〇〇無此字。②「岡」、類聚・御覧・鮑崇城本八一一作「崗」。事類賦注無「上」字。「二十」、御覧九〇〇作「世」、鮑崇城本九〇〇作「世」、事類賦注無此二字。③「名」、事類賦注

作「有」。「潭」、御覧九〇〇作「瀨」。鮑崇城本九〇〇作「瀨」。④御覧・事類賦注不引此句。⑤事類賦注「上」上有「潭」字。御覧九〇〇不引此句。⑥御覧九〇〇不引此句。⑦御覧九〇〇無「此」字。⑧「鏢」、御覧九〇〇・事類賦注作「鎖」。⑨御覧九〇〇無「遂」字。「船」、類聚作「舡」、御覧九〇〇「船」、並「船」之俗字。⑩御覧八一・事類賦注「有」上有「而」字。御覧九〇〇無「有」字。⑪「奔」、校記云、「『御覧』一引作莽。」鮑崇城本八一一作「莽」。類聚無「貌」字。⑫「波」、鈎沈本作「被」、鮑崇城本八一亦作「被」、魯迅從鮑崇城本。今據類聚・御覧八一改。御覧九〇〇不引此句。事類賦注「波駭」作「駭懼」。⑬御覧九〇〇無「牛因」二字。御覧・事類賦注無「勇」「而」二字。⑭「乃將」、類聚作「將乃」、御覧九〇〇作「久乃」。「鏢」、御覧九〇〇作「鎖」、同。此句以下、御覧八一・事類賦注不引。⑮御覧九〇〇無「以」字。⑯御覧九〇〇作「故潭瀨取名」。

【注釈】 巴丘縣 今の江西省峽江県。金岡 地名。

金鏢 金のくさり。 聲貌 声と姿形。 奔壯 盛んなる様。成公綏「嘯賦」（『文選』卷一八）に「或澎湃而奔壯。」（或いは澎湃として奔壯なり）、謝靈運「山居賦」（『宋書』卷六七謝靈運伝）に「及風興濤作、水勢奔壯。」とある。『十大志怪小説賞析』は、「聲貌奔壯」を「這头牛身軀威猛、吼声粗壯。」と訳す。 波駭 驚き震え

あがる。李劍國注に「震動驚駭之意。」という。『後漢書』卷三八楊璇伝に「羣盜波駭破散」(『資治通鑑』卷五七漢紀四九靈帝光和三年に同文があり、胡三省注に「波駭者、蓋喻以物擊水、一波動、萬波隨而駭動。」)といふ、『宋書』卷四七劉敬宣伝に「人情波駭、大勢挫衄」とある。「被駭」なら「駭かざる」となる。

【訓読】 巴丘縣の金岡より以て上ること二十里、黄金潭と名づけられ、其の深さを測る莫し。上に瀨有り、亦黄金瀨と名づけらる。古に此の潭に釣るもの有り、一金鏢を獲て、之を引き、遂に一船に滿つ。金牛の出づる有り、聲貌奔壯なり。釣人波駭す。牛因りて奮勇し躍りて潭に還る。鏢乃ち將に盡きんとし、釣人刀を以て斫り、數尺を得。潭瀨此に因りて名を取るなり。

【訳文】 巴丘県の金岡から遡ること二十里は、黄金潭と名づけられ、其の深さは測ることができないほどである。その上流に瀨が有り、そこも黄金瀨と名づけられている。昔、この淵で釣をしていた人が、一本の金のくさりを得て、引っぱっていくと、船にいつぱいになった。金牛が出てきて、その声や姿は大きく勇壮であった。釣人は驚愕した。その機に牛は躍り上がって淵に戻った。くさり(淵に引き込まれて)なくなりそうになったので、釣人は刀でたき切り、数尺を得た。潭や瀨はこのことよって名前が付けられたのである。

【補説】 これは、次の第14話とともに東晋から出現し、

近代に至るまで各地で語られていた金牛説話の一つである。南齊・竺法真の「登羅山疏」(『御覽』九〇〇引)。「白孔六帖」九六・「御覽」一七二・八一一引作「羅浮山記」以降の話では、金牛につながるがっている金鎖を得て金持ちになる致富譚として定着している。これについては、澤田瑞穂『金牛の鎖—中国財宝譚』(平凡社)に詳しい。それにしても、なぜ金の牛が金の鎖で繋がれているのかはよくわからない。これについては、水怪を鎮めるものとしてベトナムから華南一帯に伝播した(石田英一郎全集巻五「新版河童駒引考」)、鉱山伝説と関係している(吉田隆英「金牛と洞穴—水中世界の禁忌と鉱山伝承」集刊東洋学四七)などの説がある。拙文では、『宋書』符瑞志の「牛継馬後」とも関連があるのではと憶測した(『東方』五一)。唐以降の話では、金鎖は牛に限らず他の水獣とも関係づけられ、唐代伝奇「柳毅伝」にも、水中の龍を金鎖で繋いでいることが記されている。また鄭晚晴氏は唐・李公佐「古岳瀆経」(『広記』四六七「李湯」)に鎖に繋がれている怪獣が見られることを指摘する。関係資料は、李劍國輯釋本に詳しい。

14 淮南牛渚津①、水極深②、無可算計③。人見一金牛、形甚瑰壯、以金爲鏢絆④。『類聚』八十三。『御覽』七十一、又八百十一。※鄭晚晴輯注本七〇頁

【校異】 ①鈎沈本無「南」字、今據御覽七一補。②御

覽八一—無「極」字。③「筭」、鈎沈本「算」、今據類聚・御覽改。「計」、鮑崇城本八一—作「津」。④御覽八一—無「爲」字、「絆」下有「也」字。

【注釈】牛渚津 淮南郡当塗県にあった。今の安徽省当塗県。筭計 測る、計算する。『淮南子』傲真訓に「難以算計擧也。」（算計を以て擧げ難し）とある。

瑰壯 優れて立派な様。『西京雜記』卷六に晋靈公の家について「甚瑰壯」と記す。鏤絆 つなぐためのくさり。絆はつなぐ、つなぐものの意。「鏤（鎖）絆」は用例未見。

【訓読】淮南の牛渚津は、水極めて深く、筭計すべき無し。人一金牛を見る、形甚だ瑰壯にして、金を以て鏤絆と爲す。

【訳文】淮南の牛渚津は、水深が極めて深く、測ることができない。ある人が一頭の金牛を見たが、非常に立派な姿をしていて、金をつなぎ鎖としていた。

【補説】 第13話参照。

15 廬山自南行十餘里、有雞山。山上有石雞①、冠距如生。道士李鎮於此下住、常寶玩之。雞一日忽摧毀。鎮告人曰、「雞忽如此。吾其終乎。」因與知故訣別。後月餘遂卒。【廣記】一百四十二）※鄭晚晴輯注本一八七頁

【校異】 ①鈎沈本無「上」字。今據廣記補。

【注釈】 廬山 江西省九江市の南部の九十九峰あると

いわれる山。数々の絶景を有し仙人修業の山としても有名。『水経注』卷三九廬江水引「豫章旧志」によれば、廬俗（本姓は匡）の兄弟七人が道術を好み、この山に住んだので、廬山と名づけられたという。雞山 『山海經』南山経、中山経などに見えるが、この話の山かどうかは不明。今、廬山の南に雞山は見あたらない。石雞 ここでは雞の形をした石の意。『神異経』に、潮がくるまえに鳴く石雞（天雞）が見られるが、この話とは関係ない。冠距 鶏冠と爪。距は蹠爪、雄鶏の足の後方の突起。『漢書』卷二七「五行志」中之上に「雞有冠距文武之貌」「冠距鳴將」とある。道士李鎮 この話以外に見あたらない。寶玩 宝物とする。宝物の意で『淮南子』主術訓に「寶玩珠玉」とある。知故 知人友人。『後漢書』独行伝劉翊に「又逢知故困餒於路、不忍委去。」（又 知故の路に困餓するに逢ひ、委て去るに忍びず）とある。

【訓読】廬山 南より行くこと十餘里、雞山有り。山上に石雞有り、冠距 生けるが如し。道士李鎮 此の下に住み、常に之を寶玩す。雞 一日忽ち摧毀す。鎮人に告げて曰く、「雞忽ち此くの如し。吾其れ終らんか」と。因りて知故と訣別す。後 月餘にして遂に卒す。

【訳文】 廬山に南から十余里入って行くと、鶏山がある。山上に石鶏が有り、鶏冠と蹠爪は生きた鶏のようであった。道士の李鎮がこの下に住み、いつもこれを宝物

と珍重していた。その石鷄がある日突然に壊れた。鎮は人に告げて、「石鷄が突然このようになってしまった。私の寿命も終わりだろう」と言った。そこで知人友人と最後の別れをした。それから一か月余りして死んだ。

16 衡山三峯最爲竦桀①、自非清霽素朝、不可望見。峯下有泉、飛流如舒一疋絹②、分映青林、直注山下。雖纖羅不動③、其上脩脩、恆淒清風也。〔御覽〕七十一〕※鄭晚晴輯注本一八八頁

【校異】①鈎沈本無「衡山」二字。今據御覽補。鮑崇城本無。②「疋」、鈎沈本作「匹」。今據御覽改。鮑崇城本亦作「疋」。③「織」、御覽作「織」。今從鮑崇城本。鄭晚晴輯注本誤作「土」。

【注釈】衡山 五岳の一つ。湖南省衡陽市の北部にある。竦桀 高くそびえる様。竦傑と同じ。『水経注』卷三八湘水に「芙蓉峯最爲竦桀、自遠望之、蒼蒼隱天。」（芙蓉峯最も竦傑たり、遠きより之を望めば、蒼蒼として天を隠す）とある。清霽 雨があがつて晴れて澄みわたる。『水経注』卷三八湘水に「望若陣雲、非清霽素朝、不見其峯。」（望むに陣雲の若く、清霽素朝に非ざれば、其の峯を見ず）とある。素朝 白々と明ける朝。『淮南子』覽冥訓に「玄雲之素朝」（玄雲 素朝に之る）とある。飛流 飛ぶように流れる、滝。孫綽「遊天台山賦」（『文選』卷一一）に「赤城霞起而建標、瀑布飛

流以界道。」（赤城霞のごとく起りて標を建て、瀑布飛び流れて以て道を界す）とある。分映青林 滝の白さが両側の緑に映えていることをいう。纖羅 細く薄い絹織物。司馬相如「子虛賦」（『文選』卷七）に「雜纖羅、垂霧縠。」（纖羅を雜へ、霧縠を垂る）とある。

【御覽】は「織羅」に作るが、織羅は、網にかかる、無実の罪を着せられる意で使われるので、ここでは「纖羅」の方が適切と思われる。脩脩 風の音を表す擬声語。甄皇后「塘上行」（『玉台新詠』卷二）。「樂府詩集」卷三五作魏武帝。逯氏輯「魏詩」卷四に「邊地多悲風、樹木何脩脩」へ「玉台新詠」作「脩脩」へ（邊地悲風多く、樹木何ぞ脩脩たる）とある。淒清 冷たくて清らかな様。潘岳「秋興賦」（『文選』卷一三）に「月朧朧以含光兮、露淒淒以凝冷。」（月は朧朧として以て光を含み、露は淒淒として以て冷を凝らす）とある。

【訓読】衡山の三峯 最も竦桀たりて、清霽素朝に非ざるよりは、望み見るべからず。峯下に泉有り、飛び流れて一疋の絹を舒ぶるが如く、青林に分ち映え、直ちに山下に注ぐ。織羅も動かさずと雖も、其の上脩脩として、恆に淒清の風あるなり。

【訳文】衡山の三峯は最も高くそびえていて、竦桀たりて、澄んで晴れわたった明け方でなければ、望み見ることはできない。峯の下に泉が有り、そこから飛び流れる滝の水は一疋の絹をのばしたようで、両側の緑の林に

照り映えて、まっすぐに山の下に注いでいる。下では薄絹も動かないような無風でも、山の上は風がひゅうひゅうと吹き、いつも冷たく清らかな風が吹いている。

【補説】『異苑』巻一（第六話）にも、「衡山有三峯、極秀。其一名華蓋、又名紫蓋。澄天明景、輒有一雙白鶴、廻翔其上。一峯名石困、下有石室、中常聞諷誦聲、清響亮徹。一峯名芙蓉、最爲竦桀、自非清霽素朝、不可望見。峯上有泉、飛派如一幅絹、分映青林、直注山下。」（衡山に三峯有り、極めて秀ず。其の一の名は華蓋、又紫蓋と名づく。澄天明景なれば、輒ち一雙の白鶴有り、其の上を廻翔す。一峯の名は石困、下に石室有り、中に常に諷誦の聲の、清響亮徹なるを聞く。一峯の名は芙蓉、最も竦桀たりて、清霽素朝に非ざる自りは、望み見るべからず。峯上に泉有り、飛び派れ一幅の絹の如く、青林に分ち映え、直ちに山下に注ぐ）という同様な記事が見られる。また、『水経注』卷三八湘水にも「湘水又北逕衡山縣東、山在西南、有三峯。一名紫蓋、一名石困、一名芙蓉。芙蓉峯最爲竦桀、自遠望之、蒼蒼隱天。故羅含云、望若陣雲、非清霽素朝、不見其峯。丹水湧其左、澧泉流其右。」（注釈参照）とある。羅含は東晋の桓温の時の人で、その著『湘中記』は『水経注』湘水にしばしば引かれている。『幽明録』『異苑』の記事は、羅含の『湘中記』がもとになった可能性がある。志怪中の美文表現が地方志から伝写されたであろうことについて

は、拙稿「六朝志怪の文体―『異苑』の文体」（『古田教授退官記念中国文学語学論集』、東方書店、一九八五）に記した。

17 宮亭湖邊傍山開①、有石數枚。形圓若鏡、明可以鑑人②。謂之石鏡③。後有行人過④、以火燎一枚、至不復明⑤。其人眼乃失明⑥。『類聚』六。『御覽』五十二⑦、七百十七。※鄭晚晴輯注本七一頁

【校異】①「山」、御覽五二作「石」。「開」、御覽七一七作「門」。②御覽五二無「以」字。③校記云、「已上亦見『類聚』六。」④御覽五二無「有行」二字。此句以下、類聚六不引。⑤「至」、御覽五二作「今」。⑥「乃」、御覽五二作「遂」。⑦「御覽五十二」、鈎沈本不引。

【注釈】宮亭湖 鄱陽湖（彭蠡湖・彭蠡沢・彭湖）の南側で廬山に近い部分の名。宮亭湖があることによつて名づけられた。『水経注』卷三九廬江水に「山下又有神廟、號曰宮亭廟。故彭湖亦有宮亭之稱焉。」（山下に又神廟有り、號して宮亭廟と曰ふ。故に彭湖も亦宮亭の稱有り）という。宮亭廟の話は、『搜神記』卷四（第八一話）などに見える。邊傍 くに近いところ。邊旁と同じ。『爾雅』釈詁下「疆、界、邊、衛、圍、垂也。」郭璞注に「疆場、竟界、邊旁、營衛、守圍、皆在外垂也。」とある。山開 山あい。「山門」（『御覽』七一一）なら、寺院の意。【訓読】 宮亭湖の邊傍の山間に、石數

枚有り。形ま圓く鏡の若く、明らかにして以て人を鑑かるべし。之を石鏡と謂ふ。後行人の過ぐる有り、火を以て一枚を燎やくに、復た明らかならざるに至る。其の人の眼乃ち明を失ふ。

【訳文】 宮亭湖の近くの山あいには、数個の石がある。円形で鏡のようであり、明るくて人の姿を映し見ることができ、石鏡と言われていた。後そこを通った旅人が、火をつけて一個を焼いたところ、明るさが消えてしまった。その人も失明してした。

【補説】 この石鏡は、当時有名だったようである。謝靈運「入彭蠡湖口詩」(『文選』卷二六)にも、「攀崖照石鏡、牽葉入松門」(崖に攀じて石鏡に照らし、葉を牽きて松門に入る)とあり、李善注は晋・張僧鑿『潯陽記』の「石鏡山東、有一圓石、懸崖明淨、照人見形。」という文を引く。廬山の石鏡のことを記したのは、『潯陽記』に始まるようで、類書に多く引かれているが、その文には異同がある。『類聚』卷七〇引は「石鏡在山東、有一圓石懸崖、明淨照人。」に、『書鈔』卷一三六引は「東得石鏡山、前有一圓石、懸崖明淨、照人形。有光入石、毫細必察、故號曰石鏡。」「初學記」卷五引は「石鏡山東、有一員石、懸崖明淨、照見人形。」「御覽」卷五二引は「石鏡山東、一圓石懸崖、明淨照人、毫細必察。」に作る。李善注は「鏡」の下に「在」字を脱しているのかもしれないので、五臣李周翰注に「石鏡、山名。」という

ように、石鏡が山名であったのかどうかは不明である。また、『御覽』卷七一七では、宋・山謙之の『尋陽記』(山謙之の『丹陽記』)『吳興記』は他所にも見られるが、『尋陽記』を引くこのみなので、張僧鑿の誤りと思われる)として「廬山東面、有一石若鏡、懸崖明淨、照見人形。」の文を引く。『水經注』卷三九廬江水に「山東有石鏡、照水之所出。有一圓石、懸崖明淨、照見人形、晨光初散、則延曜入石、毫細必察。故名石鏡焉。」「太平寰宇記」卷一一一江州德化県に「石鏡、在廬山東懸崖之上、其狀團圓、近之、則照見形影。」と記すのも、『潯陽記』によったものであろう。石鏡伝説は、廬山以外にもあり、『華陽国志』(『広記』卷三五九「武都女」)、『拾遺記』卷三周靈王、任昉『述異記』卷下、山謙之『吳興記』(『初學記』卷五引「臨安縣東五里、石鏡山東有石鏡一所。徑二尺四寸、甚清亮。」)などに見える。

18 山陰縣九侯神山上有靈壇。壇前有古井、常無水。及請告神、水即涌出①、供用足、乃復漸止。『御覽』一百八十九)※鄭晚晴輯注本一八六頁

【校異】 ①「水即」、御覽作「即水」、鈎沈本據鮑崇城本。

【注釈】 山陰縣 会稽郡の県。今の浙江省紹興市。九侯神山 未詳。靈壇 神を祭る所。『漢書』卷六武帝紀元封四年詔に「朕躬祭后土地祇、見光集于靈壇、一

夜三燭。」（朕躬ら后土地祇を祭り、光の靈壇に集まり、一夜に三たび燭らすを見る）とある。

【訓読】 山陰縣の九侯神山の上に靈壇有り。壇前に古井有り、常に水無し。神に請告するに及び、水即ち涌き出で、供用し足れば、乃ち復た漸く止む。

【訳文】 山陰縣の九侯神山の上に祭壇がある。祭壇の前に古い井戸があり、いつも水が無い。神にお祈りをするときにになると、すぐに水が湧きだし、神へのお供えが終わると、まただんだんと無くなっていく。

【補説】 『御覽』卷一八九引『郡國誌』に、「衡山侯曇山、山有溪豪神祠壇。壇傍有石井、常無水。人祀之、即水出、事了即乾。」（衡山の侯曇山、山に溪豪神の祠壇有り。壇の傍に石井有り、常に水無し。人之を祀れば、即ち水出で、事了れば即ち乾く）という似た話がある。

19 譙縣城東、因城爲臺。方二十丈、高八尺。一曰、古之冢也①。魏武帝即築以爲臺、東面牆崩、金玉流出、取者多死、因復築之②。『御覽』八百十一 ※鄭晚晴輯注本一八九頁

【校異】 ①「冢」、鈎沈本作「葬」、今據御覽・鮑崇城本改。②「復築」、御覽作「築復」、鈎沈本據鮑崇城本。

【注釈】 譙縣 沛國。魏武帝曹操の出身地。今の安徽

省亳州市。

【訓読】 譙縣の城東、城に因りて臺と爲す。方二十丈、高さ八尺なり。一に曰く、「古の冢なり」と。魏の武帝即ち築きて以て臺と爲すに、東面の牆崩れ、金玉流出し、取者多く死す。因りて復た之を築く。

【訳文】 譙縣の城東は、城壁につながって台となっている。二十丈四方で、高さは八尺である。「古の墓だ」とも言われている。魏の武帝が築いて台としたが、東側の壁がくずれて、金玉が流れだし、それを取った者の多くが死んだ。そこで再び築いた。

20 樂安縣故市經荒亂、人民餓死、枯骸填地。每至天陰將雨、輒聞吟嘯呻歎、聲聒於耳。『御覽』四百八十六 ※鄭晚晴輯注本一九一頁

【注釈】 樂安縣 『漢書』地理志上千乘郡に見える。晋に廢止される。今の山東省博興県の北部。吟嘯 歌声、叫び声。李陵「答蘇武書」（『文選』卷四一）に、「胡笳互動、牧馬悲鳴。吟嘯成群、邊聲四起。」（胡笳互に動き、牧馬悲しく鳴く。吟嘯群を成し、邊聲四に起る）とある。呻歎 うめき嘆く。

【訓読】 樂安縣の故市は荒亂を経て、人民餓死し、枯骸地を填む。天陰り將に雨ふらんとするに至る毎に、輒ち吟嘯呻歎するを聞き、聲耳に聒し。

【訳文】 樂安県の旧市は荒亂を経て、人民は餓死し、

遺骨が地面を埋めた。曇つて雨が降りそうになるたびに、哀しい歌声やうめき声が聞こえてきて、その声が耳にうるさいほどである。

【補説】 杜甫の「兵車行」の「君不見青海頭、古來白骨無人收、新鬼煩冤舊鬼哭、天陰雨濕聲啾啾」（君見ずや青海の頭、古來白骨人の收むる無く、新鬼は煩冤して舊鬼は哭し、天陰り雨濕るとき聲啾啾たるを）を連想する話である。杜詩の九家注には、『後漢書』卷四九陳龍伝の「先是雒縣城南、每陰雨、常有哭聲聞於府中。積數十年。龍聞而疑其故、使吏案行。還言、世衰亂時、此下多死亡者、而骸骨不得葬。儻在於是。龍愴然矜歎、即敕縣盡收斂葬之。自是哭聲遂絕。」（是れより先 雒縣益州、四川省の城南、陰雨ある毎に、常に哭聲有りて府中に聞こゆ。積むこと數十年。龍聞きて其の故を疑ひ、吏をして案行せしむ。還りて言ふ、「世衰亂せし時、此の下に死亡する者多く、而して骸骨葬らるるを得ず。儻しくは是れに在らん」と。龍愴然として矜れみ歎じ、即ち縣に敕して盡く收斂して之を葬らしむ。是れより哭聲遂に絶ゆ。）という文を引く。亡靈の泣き声が聞こえるということとはあちこちで語られていたのであろう。また、『搜神後記』卷六（第七二話）には、「廬江杜謙爲諸暨令。縣西山下有一鬼。長三丈、著赭布袴褶（原作著赭衣袴在褶、今從汪紹楹校注改）、在草中拍張。又脱褶擲草上、作懊惱歌。百姓皆看之。」（廬江の杜謙 諸暨令と爲る。

縣の西の山下に一鬼有り。長三丈、赭布の袴褶を著け、草中に在り拍張す。又褶を脱ぎ草上に擲ち、懊惱歌を作す。百姓皆之を見る」という亡靈が出現して歌うという話がある。この「懊惱歌」は、『晋書』五行志中、『宋書』五行志二の「詩妖」にも見える。

21 平都縣南陂上有冢。行人於陂取得鯉。道逢冢中人來、云、「何敢取吾魚。」奪著車上去。『御覽』九百三十六 ※鄭晚晴輯注本一九二頁

【注釈】 平都縣 『後漢書』郡國志四豫章郡に見える。今の江西省安福県。陂 「坡」と同じ。本来は堤の意だが、ここでは池のこと。

【訓読】 平都縣の南陂の上に冢有り。行人陂に於いて鯉を取得す。道に冢中の人の來たるに逢ふに、云ふ、「何ぞ敢へて吾が魚を取るか」と。奪ひて車上に著きて去る。

【訳文】 平都縣の南の池のほとりに墓があつた。旅人が池で鯉を捕つた。途中、墓の中の人がやって来て、「どうして私の魚を捕つたのか」と言い、奪い取つて車の上に置いて去つて行つた。

(統)